鹿屋市立東原小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の青務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養う ため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ,いじめ防止 に資する児童が自ら考え,議論する活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置 として,道徳,学級の時間等を利用し,「いじめ問題を考える週間」を実施 する。

イ いじめの早期発見のための措置

- 日常的に児童等の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年 5回以上実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる。

【実施月:4月,9月,1月⇒いじめアンケート 6月,11月,2月⇒学校たのしぃーと】

- いじめ調査実施後,担任との面談を実施する。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の 整備を行う。
- ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
 - いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施 し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
 - スクールカウンセラーやマイフレンド相談員,市教育委員会指導主事等 を積極的に活用した研修会を実施する。
- エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、 その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、イン ターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるよう に、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 いじめの防止等を実効的に行うため,以下の機能を担う「いじめ対策委員会」 を設置する。

<構成員>

校長, 教頭, 生徒指導担当, 養護教諭, 学校運営協議会委員, 学校関係者評価委員, 民生委員, 有識者 など

<活動>

- アンケート調査並びに教育相談に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を 深めること
- いじめ事案に対する対応に関すること・・・

<開催>

学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- いじめの事実が確認された場合は、直ちに情報共有を行うとともに、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、再発防止に努める。
- いじめを受けた児童・保護者に対する支援及び情報提供と、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所 轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を, 市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童(生徒)・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため,次の2点を学校評価の項目に加え,適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること
- いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること

(5) 年間計画

| 月 | 実施内容 | 月 | 実施内容 |
|----|------------------|----|------------------|
| | 家庭連絡票 家庭訪問 | | 心の教育連絡会 |
| 4 | 保健調査 | 10 | |
| 月 | いじめ問題を考える週間 | 月 | |
| | 学校生活アンケート | | |
| | 個別相談 | | |
| | いじめ対策委員会(学校運営協議 | | 学校自由参観 |
| 5 | 個別相談 | 11 | 「学校楽しいーと」の実施 |
| 月月 | 心の教育連絡会 | 月月 | 個別相談 |
| | | 月 | いじめ対策委員会 |
| | | | (学校運営協議会) |
| | 「学校楽しいーと」の実施 | | 校内人権週間 |
| 6 | 教育相談旬間 | 12 | 保護者との教育相談(PTA後) |
| 月 | | 月 | 個別相談 |
| | | | |
| 7 | 保護者との教育相談(PTA後) | 1 | 学校生活アンケート |
| ' | | 月 | 保護者との教育相談(PTA後) |
| 71 | | 71 | |
| | 必要に応じて保護者との教育相談や | | 心の教育連絡会(楽しいーとの報告 |
| 8 | 家庭訪問 | 2 | 等) |
| 月 | いじめ防止等の職員研修 | 月 | いじめ対策委員会 |
| | | | (学校運営協議会) |
| | いじめ問題を考える週間 | | 次年度への申し送り, 引き継ぎ |
| 9 | 学校生活アンケート | 3 | |
| 月 | 個別相談 | 月 | |
| | 保護者との教育相談(PTA後) | | |

○ 放課後に教育相談を予定している場合は、下校が遅くなることを保護者に連絡しておく。